

## 自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用にあたっての 周知・啓発について

### (1) 自転車と特定小型原動機付自転車で着用が努力義務化された乗車用ヘルメット 着用に関する情報提供・注意喚起について

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日よりすべての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課せられました。

他方、乗車用ヘルメットが満たすべき安全性等に関する公的な規格基準は定められておりません。独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）では、「自転車と特定小型原動機付自転車で着用が努力義務化された乗車用ヘルメット」をテーマに、安全性に関する規格等への適合マークが表示されていない乗車用ヘルメットの性能等について調査を行い、消費者に情報提供・注意喚起を行うこととなりました。（資料3-1のとおり）

また、センターから当庁に対して、自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用について、必要性や効用、商品選択の方法などについて、消費者への周知・啓発を行うよう要望がございました。（資料3-2のとおり）

### (2) こども家庭庁における取組

当庁において、こどもの自転車運転時における安全性確保のための乗車用ヘルメットの着用について以下の取組を行う予定です。

#### 【こども家庭庁公式 Twitter による広報啓発】

○7月中配信予定

<ツイート内容>

「自転車に乗る時はヘルメットの着用に努めましょう」

自転車乗車時に乗車用ヘルメットを着用すると、交通事故の際の死亡リスクが低減します。安全のために、乗車用ヘルメット着用に努めましょう！

また、SG マーク規格品などの一定の安全性が確保されたものを選択しましょう。